

さくら市立氏家中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と防止しようとする決意

いじめとは、「同じ学校に在籍していて、当該生徒と一定の人的関係のある生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）である。このことを踏まえて、全職員・保護者・地域・各関係機関でいじめ防止に取り組んでいきたい。

2 いじめ問題に対応するための組織（「学校いじめ対策組織」）

いじめについて、その防止、早期発見・対処および継続的な事後対応等を的確かつ組織的に行うための中核となる常設の組織を設置する。

（1）構成

次の職員をもって構成する。

- ・委員長 学校長
- ・副委員長 教頭
- ・委員 主幹教諭 生徒指導主事 各学年主任（特別支援学級主任含む）
教育相談係 養護教諭 スクールカウンセラー 当該担任（問題発生時）

※なお、必要に応じて、その他の職員を加えたり、あるいは教育委員会に要請し、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加えたりすることができる。

（2）役割

- ① 本基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談、通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに関する情報があった場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等を組織的に対応すること

（3）開催

月に一度、生徒指導部会の中で小委員会を行い、情報を収集・整理する。なお、緊急な、あるいは重大な事案が発生したときは、直ちに上記の職員で委員会を開催する。

3 いじめの未然防止について学校が講ずべき基本的施策

いじめ未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにからわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくこと

を期待して、次の施策を重点施策として実施する。

(1) 学級経営の充実

- ア 帰属意識と規範意識の高い学級を作るための工夫を行う。(「学業指導の充実」参照)
- イ Q-U調査の分析と効果的な活用により、集団・個人の状態を適正に導く。
- ウ 構成的グループエンカウンターの効果的な活用によって、人間関係の醸成を図る。
- エ 「ほめる」「認める」を通して、生徒の自尊感情、自己有用感、自己肯定感を高める。
- オ 「あゆみ」をとおして教師と生徒との心の交流を図る。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

- ア 道徳の授業を確実に実施する。
- イ 生徒の心に響く道徳の授業を工夫する。
- ウ 人権教育を充実させる。
- エ 全職員による全教育活動をとおして「自分を大切にすること、他人を大切にすること」「自分を生かすこと、他人を生かすこと」の指導を行う。

(3) 学習指導の充実

- ア 1時間ごとの授業においてねらいを明示し、生徒が目的を持って授業に臨めるようにする。
- イ わかる・できる・楽しい授業を行う。
- ウ 対話、創作、表現活動等を取り入れた授業を工夫し、コミュニケーション能力を高める。
- エ 授業の受け方についての基本姿勢の習慣化を図り、学力の向上をめざす。
- オ 学業不振生徒への援助指導を行う。
- カ 家庭学習の習慣化による学力の向上をめざす。
- キ 豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、読書活動を充実させる。

(4) 進路指導の充実

- ア 計画的な「生き方の教育」の実践を行う。
- イ 目的を持って進路を切り開く力を育てる。
- ウ 進学指導の充実を図り、自己選択ができる力をつける。
- エ 進路を見失っている生徒への援助（進路）指導を行う。

(5) 言語活動の充実

- ア コミュニケーション能力を高め、よりよい人間関係づくりを行う。

(6) 生徒会活動の充実

- 生徒一人一人がいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを行っていく。
- ア 一人一人の生徒が主体的に活動できる場を設定する。
- イ いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。
- ウ 生徒会活動をとおした規範意識（あいさつの励行、きまりを守る等）の高揚を図り、仲

間意識を育てる。

- エ 生徒会広報活動を活発化させ、意識の変容を図る。
- オ 各委員会活動を充実させ、自治意識の高揚を図る。
- カ 生徒同士で悩みを聴き合う活動（ピアカウンセリング）を推進し、孤立感を排し、連帯感を育てる。

（7）部活動の充実

- ア 部員一人一人が主体的に活動し、全員で協力できるような部づくりを行う。
- イ 部活動におけるあいさつの励行、きまりを守る、活動開始時刻、下校時刻を守る等をとおして規範意識の高揚を図る。
- ウ 精一杯活動することを通して、自尊感情、自己有用感、自己肯定感の高揚を図る。

（8）情報モラル指導の充実

- ア インターネットや携帯電話等の正しい利用法の指導を通して、ネット犯罪（いじめも含む）の防止を図る。
- イ 情報モラルについて「あゆみ」や日常会話をとおした情報収集、および情報を察知した場合の適切な指導を行う。
- ウ 啓発を通じて、保護者に対しても危機感を育てる。

4 早期発見のために学校が講すべき措置

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知していくことすることが大切である。

（1）日常における取り組み

- ① 日常の観察により、早期発見に努める。
- ② 休み時間等における業間指導を充実させ（教職員不在の時間帯をなくす）、問題の防止また
は早期発見に努める。
- ③ 定期的なアンケート調査の実施を通して、生徒の持つ問題性を素早く察知する。
- ④ 「あゆみ」をとおして情報収集に務める。

（2）相談体制の充実

- ① 定期的な教育相談の実施により、情報の把握に努める。
- ② いつでも相談に乗れるような、担任の学級経営・雰囲気づくりを工夫する。
- ③ 担任以外の教職員でも相談に乗れるような雰囲気づくりに努める。
- ④ スクールカウンセラーを効果的に活用し、早期発見を図る。

（3）生徒指導体制の確立

- ① 生徒指導部会（週に一度）の充実を図ることで、早期発見・迅速対応を行う。

（4）保護者や地域との連携

- ① 家庭訪問、期末PTA、三者面談等による保護者との信頼関係づくりを通して、気軽に相談できる関係を構築する。
- ② PTA会長や各部との連絡を密にし、多くの情報を交換する。
- ③ 家庭と連携し、基本的生活習慣の確立をめざす。
- ④ 地域との連携を通じ、地域でつかんでいるいじめ情報の把握に努める。
- ⑤ 各種巡回指導へ積極的に参加し、問題行動の抑止を図る。
- ⑥ 警察、児童相談所等の関係機関と連携・協力しながら対処する。

5 いじめが起こってしまったときの学校が講すべき措置

学校いじめ対策組織を中心に、（1）～（5）の措置を速やかにていねいに行う。

（1）いじめの事実確認および情報の共有

- ① 速やかに情報収集を行う（アンケート等も効果的に取ること）。
- ② 事実関係を明確にする。
 - ・いつ（いつ頃）から
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校や教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にしなければならない。この場合、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが大事である。

- ③ 事実に対しては秘密主義をとらない。
- ④ 朝の打合せ等で全職員に連絡するなど、周知・共通理解を図る。

（2）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援内容の検討

ア 調査結果を報告する。

イ 学校としての対応の方針と具体的対応について説明する。

ウ 生徒・保護者への支援を行う。

※つらい思いを受け止め、寄り添う立場で。

（3）いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者への助言内容の検討

ア 問題を起こす生徒の要因を探り、対策を具体化する。

イ 問題を起こした生徒に対しては、指導しながらも人間的共感をもって接し、生徒の悩み、生きがいなどについてじっくり聞く。

ウ 納得と説諭による粘り強い指導をする。

エ 在校中だけでなく、卒業後をも見据えた指導をしていく。

（懲戒の内容の検討、出席停止等の措置を取るかどうかの検討も含む。）

（4）いじめが犯罪行為と思われる場合の警察との連携

次のような場合は、警察への相談、通報もあり得ることを念頭に置きながら指導を行う。また、このような事案は「犯罪」であり、生徒にも意識させるよう日常の指導を行っていく。

(文科省通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」)

- ア ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- イ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ウ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- エ 金品をたかられる。
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- カ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(5) 再発防止策の検討

発生事案の収束を図った後、直ちに再発防止に向けた検討を行う。検討後は、内容を全職員で共有し、危機管理の徹底を図る。

6 問題発生時の連絡体制とその原則

(1) 問題発生時の連絡（とにかく迅速に）

【通常の場合】

担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭（生徒指導担当） → 校長 → 市教委

【緊急の場合】

いじめを発見した職員 → 教頭（生徒指導担当） → 校長 → 市教委

生徒指導主事、学年主任、担任

(2) 指導体制の協議と連絡及び協力

ア 学校いじめ対策組織と当該学年とは協調して問題に対処していく。

イ 生徒の指導には、担任及び当該学年が先頭に立って指導するが、次の点に留意する。

- ・具体的な取り組み方法と協力方法について明確にする。

- ・組織力で対応する。

- ・他学年担当は間接的な援助体制で事にあたる。(間接的ではあるが、わがことと思って)

7 校内研修と評価

(1) 校内研修の実施

いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上のために、年1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。(年間計画に位置づける)

(2) 自己評価とチェックリストの活用

いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取り組み方法の確認のために、チェックリストを作成するとともに、活用方法について研修を行う。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」の評価

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、達成状況を評価し、取り組みの改善を図る。